

## [事案 30-117] 入院給付金等支払請求

・令和元年6月11日 和解成立

### <事案の概要>

募集人から誤った説明を受けたこと等を理由に、入院給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

両側変形性股関節症により、数か月の間に片足ずつ手術を受けて入院したため、平成15年5月に契約した利率変動型積立終身保険の入院特約および退院特約にもとづき給付金を請求したところ、各入院は約款上1回の入院とみなされるとして、2回目の入院のうち1回目との通算支払限度を超えた入院等についての給付金の一部が支払われなかったが、以下の理由により、入院給付金および退院給付金を全額支払ってほしい。

- (1)手術前、募集人に給付金が支払われるか確認したところ、「右足と左足は別々であるから、それぞれに給付金が支払われる」と説明を受けた。
- (2)約款では、退院日の翌日から180日経過後の入院については、入院の原因となった疾病が、同一または医学上重要な関係があっても、新しい入院とみなされるとされている。募集人から間違った説明を受けていなければ、片足の痛みは喫緊のことではなかったため、2回目の入院、手術の時期を遅らせていた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院を2回以上した場合に、それぞれの入院の原因となった疾病が、同一または医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなすと約款で定めている。各入院の原因は、「医学上重要な関係がある」と認められるので1回の入院とみなされる。
- (2)入院給付金について、1回の入院についての支払限度を超過した分は支払いの対象とならない。
- (3)募集人が誤った説明をしたことは認めるが、募集人には契約締結権限がなく、その説明が契約の内容となるものではない。
- (4)申立人がいつ入院するかは、募集人の説明により決定される性質のものではなく、本事案のような事情のもとでは、通常の医師であれば連続して手術を行うものである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院に関する経緯等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が各給付金を全額支払うべきとは認められないものの、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人の説明が不適切なものであったことは明らかである。

(2)手術等の医療処置は医学上適切な時期に行うべきものであって、給付金の支払有無等によって手術を行う時期を決定すべきものではないというのが原則である。しかし、本事案については、募集人の誤った説明により、本入院の時期の決定に影響が及んだ可能性があることは否定できない。